

平成24年度福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会
第5回条例委任検討部会議事録

日 時：平成24年11月1日(木) 10:00～11:00
場 所：本庁15階 1505会議室
参加者：委 員 8名
事務局 2名 合計 10名

議事

- (1) パブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応について
- (2) 答申(案)について

事務局から、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会第5回条例委任検討部会の開催にあたり、委員数9名中8名が出席で、定足数である過半数を超えているため、高齢者保健福祉専門分科会運営要綱第2条第4項の規定により、本会が成立しているとの報告あった。また、情報公開条例に基づいて、本部会は原則公開となっている旨の報告があった。

第5回目条例委任検討部会の審議に入る。

なお、質疑、意見等の内容は次のとおりである。

事務局：(資料1説明)

委 員：パブリック・コメントの意見への対応と考え方のところに原案として書いてあるものは、既に公開しているのか。

事務局：まず、本条例委任検討部会で確認いただいて、その後、保健福祉審議会でも確認いただき、条例の可決後に公開するという手順になる。

委 員：3ページの汚物処理室の設置で、施設系サービス、居住系サービス、小規模、複合型となっているが、居住系という定義はどのようなものか。

事務局：グループホーム、特定施設、地域密着型特定施設としている。

委 員：今まで気づかなかったが、MRSAなどいろいろな感染症がどんどん自宅にまで広がっていくことを考えると、今後、居住系のサービスにおいても、汚物処理室の設置の規定を設けることはとてもいいことだと思う。

事務局：既に規定がある施設系サービスだけでなく、小規模多機能と複合型サービスなど、泊まりを伴うサービスには規定を設けたいと考えている。

部会長：それでは、パブリック・コメントの意見への対応及び独自基準案の追加修正等について、この部会においてご了承いただいたということによろしいか。

委 員：異議なし

事務局：（資料２説明）

部会長：本日、この条例委任検討部会でこの案を検討し、１１月８日の高齢者保健福祉専門分科会で審議するというスケジュールである。説明の文言などは、この案でよろしいか。

委 員：異議なし

部会長：この案について修正なしという扱いとする。しかしながら、文言等において若干の修正が出てくるかもしれないので、その場合は、私に一任いただき、また事務局と協議をして対応したいのでご了承いただきたい。

委 員：異議なし

部会長：以上で本日の審議は終了する。